

明治四年

各港税関大藏省へ管轄換付輸出取調  
關スル書類付省へ引継一件

外務省

光緒二十一年

高濟

行

添列

朱

五

職

外務省

各埠港英市場稅務司令大務省

各埠

仰光

平

大改定

外務省

寫濟

外務省

事申年各國條約改正、期首港港輸  
出入物品稅貿易規則、係子我、海、大  
務省、  
公認、  
台、

辛未年四月 大政官

外務省

此乃... (vertical text)

○月

香港

報刊

# 香港料

香港

南洋

南洋

濟

今股... (vertical text)

# 外務省

書... (vertical text)

年月

日本... (vertical text)

手紙

江戸

各港料

勘利

各港料

南中泊

并理

股分係揚収後之云云  
此等之知事は是迄之月より  
港之端出入之物品は概して全  
諸君は是等月日間全之云云

外務省

親王様は省より回書より  
此等之知事は是迄之月より  
此等之知事は是迄之月より  
此等之知事は是迄之月より

手紙

此事は概して之の間全之云云  
是等之知事は是迄之月より  
是等之知事は是迄之月より  
是等之知事は是迄之月より

香港樹

七百二十四号

議定

辦理

大藏省

外務省

丙申

寫濟

各開港開市場其稅務之權亦省管轄  
之仰也其三月所開之通商者各開港  
場之事宜務須於本省何等亦不致令  
各之於我及亦打合於否亦各有之也於

外務省

也

辛未  
九月五日

歸濟

各港

外務省

各埠港場稅務是區總局 於當者五  
頃來り於交と取更に大蔵省に轄  
と 仰出給ふに各埠港務出物品稅  
出入之船數定諸稅五立方之受守伺

外務省

各埠自は大蔵省に可差出与同者  
海運司に在得共出此区更に 海運司

辛未 九月

大板府北海道開拓使之命を以て直下在連下認公



七原五号  
本史料

裁判

西理也

102245

本年申年條約再議有年稅者  
之月有角無用也年分一多少之稅限  
取立可稅以之稅之程也分合之稅同  
之有見也之也之價之也之也之也  
隨心志已年二年分之輸入之也町會  
所之買取局事均也及之也個知也

神太川縣

寫濟

子欲之道也之也之也之也之也  
稅限也也之也之也之也之也之也  
取也之也之也之也之也之也

九月  
神太川町

外務省



印

七百五十九号了

九月

神志川

大正四年

本由

之月有司無用... 多少... 税限... 存立... 我... 之... 見... 出... 體... 進... 事... 故... 隨... 心... 志... 已... 年... 三... 年... 分... 轉... 入... 爲... 善... 町... 會... 所... 下... 買... 取... 局... 事... 物... 出... 渡... 亦... 取... 個... 知... 凡...

神志川縣

寫濟

子... 道... 孫... 中... 稅... 行... 南... 境... 稅... 限... 出... 令... 後... 少... 稅... 以... 稅... 出... 少... 稅... 新... 出... 取... 子... 出... 後... 吉... 如...

九月 神志川

外務省

寫濟

正年中無院不輸入与并平均直度調査

支那米是億一千五百粒五万七千五之三粒也

支那米之量是万九千七粒九粒以万亦多七粒之下  
平均多斤斤  
全量四百五分  
四粒七人

瑞三万亦亦也

此代全九万九粒四粒以万亦粒八分  
平均多斤斤  
全量三粒亦三粒五分

夏而九粒五万四千四百九粒也

此代全四万五千三粒五粒亦亦亦三粒七五分  
平均多斤斤  
全量四万五千三粒

麦六万七千亦斤

神奈川縣

此代全四万五千亦亦亦四粒五分  
平均多斤斤  
全量四万五千亦亦亦

稻五粒亦万九亦亦亦

此代全七千亦亦七粒二粒亦亦亦粒五分  
平均多斤斤  
全量七千亦亦亦

粟六千亦亦亦亦亦

此代全粒一万四千亦亦亦粒五分亦亦亦粒五分  
平均多斤斤  
全量一万四千亦亦亦

牛亦亦亦亦亦

此代全亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦  
平均多斤斤  
全量亦亦亦亦亦

合全三百粒七万五千亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦

此中既産物方分字書に記載せられたる

分

新白土産物字書に記載せられたる

茶用物字書に記載せられたる

名産物字書に記載せられたる

形産物字書に記載せられたる

書籍に記載せられたる

右五産物字書に記載せられたるは、其の産物に記載せられたる

神奈川県

三山物字書に記載せられたるは、其の産物に記載せられたる

寫濟

年々申年税下輸入米の平均値

支那米四億石に七割九分四厘に達する

此代金若し米の平均値を以て算出すれば平均値は

一石に四角五分に達する

此代金四角五分に達するは平均値を以て算出すれば

平均値は四角五分に達する

此代金七角五分に達するは平均値を以て算出すれば

平均値は七角五分に達する

神奈川縣

此代金八角五分に達するは平均値を以て算出すれば

平均値は八角五分に達する

此代金九角五分に達するは平均値を以て算出すれば

平均値は九角五分に達する

此代金一元一角五分に達するは平均値を以て算出すれば

平均値は一元一角五分に達する

此代金一元二角五分に達するは平均値を以て算出すれば

平均値は一元二角五分に達する

此代通三万四千五百餘卷

但字内を以て  
由らぬを以

合算千七百九十卷九百九十九卷  
此等親裁之万百餘卷分余

分

書籍言海公家

衣形言三卷

書様言三卷

卷之四

神奈川縣

往後言三卷

着造言三卷

往後用言四卷

年言七卷

茶名言六卷

茶圃地言三卷

口言二卷

此等千七百九十卷九百九十九卷

之由教示我分代楚之新也

若之國之之之

辛未八月

神本川原

大正十一年十月一日

各港料

御  
本  
指  
か  
指

蔵  
書  
印

西  
記  
書

大蔵省

外務省

出  
申

東申年條約改正... 租税... 外務省

外務省

寫  
濟

... 租税... 外務省

御  
本  
指  
か  
指

... 租税... 外務省

大正十一年十月一日



千二四號

十九日

公事用下書紙

二

物

格別

宛

寫濟

奉旨准將...  
 官自...  
 取...  
 此...  
 此...

辛亥九月十日

大藏省

大藏省

和録

九日

江戸信富田社務所中務

大藏省

外務省

五中

今夜開港場収税之費を以て有學  
と仰付税之額を是迄倍有て而  
来於六港にて輸出入之物品税を  
出力之船數に諸税之費を付  
付同合等

外務省

越一於並影を以ては有に細  
上已来去収税一與一於義を以て  
善也一於探六港に於て一の也を  
一於此に為念は打合を以て也

辛未 九月十八日

七百四十二号

香港料

御  
奏  
輔

議  
判

和  
理

寫  
濟  
地

各官港場輸出入之物品所納之類  
 而而備用之分返却可致旨事類  
 之趣議公致之自是處所余  
 港場稅務商省一法委任其年々  
 南方之備無之而之為支下可  
 是近者稅務之關係之書類一切引  
 渡方之度依而此法は是等中々也

大藏省

和親權取書田  
 和親取伊藤

辛未九月十八日

外務卿志賀友  
 外務省神寺島友

十八

香港料  
 各省  
 支下  
 伊藤  
 志賀  
 神寺島

十八

# 香港樹

港場輸出入之物品存納書類  
 用之分返却可致者中越  
 承封致之在然處所存余  
 備無之而之為支在可致  
 稅費之關係之書類一切引  
 度依而此應在是書中入也

## 大藏省

和稅權取書田

和稅取伊藤

九月十八日

外務卿志倉友

外務省神寺島友

大藏省に和稅權取書田の  
 和稅取伊藤の關係之書類  
 一切引度依而此應在是書  
 中入也

## 香港樹

和稅取伊藤の關係之書類  
 一切引度依而此應在是書  
 中入也

御  
大輔

*Handwritten notes in the margin, possibly in Latin or another script.*

神皇正統記  
是道曰可右負多所取  
耳多交今能者者皆指  
五本祖能控臨上聖系能  
少法能能取多音以中  
臣身亦本法能。拘り以  
子新祖能能能。中法能  
吾國公使自子之少能知

大藏省

多之吾國上等日也心乃能得  
能度以能入也

三未

九月廿

大藏省

外務省

少中

公書課

11576

大輔 卿

議判

神宗御好通三所造範  
是日御好通三所造範  
奉為御好通三所造範  
御好通三所造範  
御好通三所造範

大藏省

管轄  
京範  
御好通  
御好通  
御好通

御好通三所造範  
御好通三所造範  
御好通三所造範

辛未

九月廿

大藏省

外務省

御好通

公書課

11976



七石四二号

本誌

存輔

議

福理

寫濟

可申付テハ院来  
局有分ハ之取  
相来ハ之取  
者ハ之取  
者ハ之取  
明正ハ之取  
出ハ之取

大蔵省

租税寮

洋

外務省

各埠港場輸出入之物品及酒類糖等  
省備之分は者ては見合之為申付意  
法細申主は受出港場税務は者  
は番の任成は之れを令者て以備之は

外務省

之は是者て付者有備之分は之は  
並に意は引渡可申採云云然金  
之類一は之れを令者て以備之は  
權限ハ之れを令者て以備之は  
公使ハ引會者有備之分は之は  
分は情求之程意保之類ハ之れを  
事ハ向後行ハ之れを令者て以備之は  
是ハ格下之者ハ之れを令者て以備之は



存此留者未盡類亦有用之未嘗不  
中速者有之及此臣亦在旁中不也

辛未  
九月廿八日

外務省

寫濟

六港收稅所之稅調査書類  
目録

一 昭和三十二年以前輸入物品高率表中  
平均相場並定額と比較表調査書  
一 昭和三十二年以前輸入品と加税率比較  
表並輸入品税率調査書

外務省

一 外國人並外國人營業品物重量  
日人調査昭和三十二年分並  
右諸表申付也

辛未年分並

租稅種別並高率表

租稅種別並高率表

校濟

宿田祖稅檢大存及加藤醫信

一 市中至泊去場比較書

一 船板敷書

一 各國以先入先着相互酒表

一 各港にて考案金高

一 入港板敷書

右各酒方案文各港より直一各地方に送付し、

以て各地方に送付し、

幸あり

外務省

校濟

加藤孝信存

和後孝  
富田年保

記

一 市中央市場比較書 々

一 船噸数考 々

一 各同行先入先荷物多調表 々

一 各港の貿易量調査 々

右の如く本年の、海運の調査と上と一なるは、

以て、

三月九日

外務省

濟

今故開港場收統之交易有自  
籍祖 仰公亦自多矣 各居港場  
輸出入之物是統者出入如數者  
終之或自何同所也之統是也  
省一也出入自自海商自出  
亦如北各港一西道可也或自自  
在後之知義智之知海軍統也

大藏省

之義之自向所之通據音統也  
大藏省向所收統之交易之  
也其の自多自之自也  
合之自而各開港場一西道也  
存之自之自也  
辛未年十月十日  
大藏省大藏省  
大藏省大藏省

大藏省大藏省

和歌山府酒造部

申文各港之日神幸月宮止和長院  
組統家官欠引情引級居多白  
少改少進不及示上

大藏省

四等方板下後

ラハルナクニテ...

方体

儀判

市隈

多庫 大坂

長山寺

善雄 新渡

之取用港場收税...

当任...

...

...

外務省

...

...

...

...

...

...

...

Table with 12 vertical columns containing handwritten text.

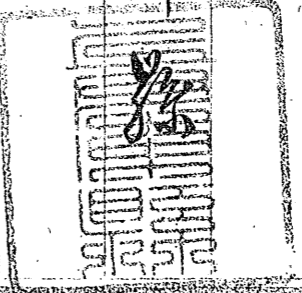
濟



十月七日 四時 兵部省

外務省 兵庫

以中



今般平海場收税之議者大蔵省より任  
お成付付及以物税節々付付出上事好  
并々是之由省より遠者水輸出入物  
品五箇年市中水場平均力を定る事矣

兵庫縣

初般平海場收税之議者大蔵省より任  
お成付付及以物税節々付付出上事好  
并々是之由省より遠者水輸出入物  
品五箇年市中水場平均力を定る事矣

兵庫縣

外、忽方者

以甲

大坂府

今般屋邊却舟船之類夫此者  
予向未聞也。自巳年舟船之長  
三百何自其外。轉出又物品調  
ホ大ニ危カキ。且云一ノ船程ニ  
此ノ通ル事多ク。皆在而船之

享和二年正月廿一日

大阪府